

市庁舎内勤務職員向け昼食弁当の提供・配達事業者募集要項

1 目的

横浜市庁舎（横浜市中区本町六丁目50の10）に勤務する職員の福利厚生及び市庁舎の執務環境改善を目的に、職員個々人からの注文により、市庁舎の各階執務室まで昼食時の弁当を提供・配達できる店舗（以下、「店舗」という。）を募集します。登録により、総務局から市庁舎に勤務する職員に向けて店舗の情報を周知します。

2 事業内容

- (1) 職員個々人からの注文により、市庁舎の各階執務室まで昼食時の弁当を提供・配達できる店舗の募集
- (2) 登録店舗の職員向け情報提供

3 対象事業者

横浜市内に所在する飲食店や弁当事業者等の食品関連事業者とします。

4 登録基準

次の条件をすべて満たしている場合に、登録できるものとします。

- (1) 横浜市内で弁当調理・製造を行う以下のいずれかの業種の店舗であること
 - ア 飲食店
 - イ 弁当・総菜店
- (2) 食品衛生法等の関係法令を順守していること
- (3) 食品衛生法上、弁当調理・製造に必要な許可を受けていること
- (4) 弁当提供の実績を有していること
- (5) 昼食時までに、市庁舎に勤務する職員が指定する各階執務室まで配達が可能であること
なお、4(1)に掲げる店舗が直接配達せずに、配達手段を別に確保してもかまわないこととする

5 登録手続き

- (1) 登録を希望する店舗は、別途、電子申請システムに必要事項（店舗名、住所、連絡先、弁当の種類（洋食・中華など）、注文方法（注文期限、連絡手段）、その他注文の条件（最低注文個数など）、職員へのPR文）を記入の上、申込みをお願いします。
募集期間：令和8年1月23日（金）～3月13日（金）
- (2) 登録申出を受け付けた総務局職員健康課は、内容を確認し、登録基準を満たしている場合は、登録完了の旨を店舗等に連絡します。

6 職員への周知

総務局職員健康課は、登録が完了した店舗の情報を職員専用の庁内インターネットで周知します。

7 登録情報の変更、中止

実施内容に変更が生じた場合、又は、登録を中止する場合は、電子申請システムで総務局職員健康課に報告します。

8 登録の取消

店舗が次の各号に該当することが判明した場合は、登録を取り消すことができます。

- (1) 虚偽の申出により登録したことが判明した場合
- (2) 申出の内容が実施されていない場合
- (3) 店舗の所在が不明となった場合

9 留意事項

(1) 市庁舎駐車場・駐輪場の利用

弁当配達時に車両を使用する場合は、路上駐車等は行わず、市庁舎地下1階一般駐車場・バイク駐輪場および自転車駐輪場を利用して下さい。

なお、駐車場・駐輪場利用の場合は減免の対象外です。

また、庁舎内は原則台車の利用ができません。納品における市庁舎利用ルールの詳細は、横浜市ホームページ（市役所駐車場・駐輪場のご案内）にて掲載しておりますのでご確認ください。

掲載URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/shichosha/park.html>

(2) 今回の募集は、登録により、市庁舎に勤務する職員に店舗情報を広く周知するために行うものです。

登録の有無に関わらず、従来どおり職員個々人からの注文による配達は可能です。

10 この募集要項に定めるもののほか、事業の実施に際し必要となる事項は総務局長が定めるものとします。